３大公委第123号

令和４年３月31日

公益社団法人・公益財団法人の代表者　様

大阪府公益認定等委員会

委員長　出口　正之

貴法人の財産管理について（通知）

日頃から様々な公益活動を実施されておられることに敬意を表します。

先般、大阪府が所管する複数の公益法人において、法人職員の横領により、法人の財産が毀損されていた事案が発覚しました。

公益認定基準の一つである公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第５条第２号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」には、財産管理の適正性が含まれており、横領等の不正による法人の財産の毀損は、公益認定の任意的取消し要件ともなりうる重大事案です。

各法人におかれましても、改めて自らの財産管理状況を点検・確認していただきますようお願いいたします。

つきましては、下記事項をご確認いただくとともに、参考資料を別添のとおり送付いたしますので、今後の法人運営にご活用ください。

記

１．点検・確認すべき点

（１）貴法人の経理規程等が遵守されているかどうか、また、その内容が遵守可能かつ不正防止に実効性のある内容となっているかどうか

・　経理規程等が整備されていたにもかかわらず、遵守されていなかったため、横領事件につながった事例があります。経理規程等が形骸化していないかどうか、法人の規模や職員数、管理すべき財産額等を考慮した規定内容となっているかについて、改めて点検・確認をお願いします。

・　新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、テレワーク（在宅勤務）が推進されている中で、例えば事務所内に職員が一人になってしまうといった状況は、どの法人にも生じる可能性があります。貴法人の実態を踏まえて、財産の管理体制（事務所内に職員が一人になった時にどうするのか等）について、細部も含めて理事会で是非ご検討ください。

（２）不正につながるような予兆はないか

・　横領事件の中には、最初は少額の横領から始まり、徐々に横領額が大きくなり、取り返しのつかないことになってようやく発覚するケースがあります。不正につながる予兆や不正が疑われる異変を見逃さないことが重要です。法人全体で予兆や異変を察知できる管理体制となっているか（経理業務を担当職員に任せきりにしてはいないか等）について、改めて点検・確認をお願いします。

（３）インターネットバンキング利用時の不正対策等は十分か

・　インターネットバンキングを利用した横領事件も発生しています。横領等の不正を防ぐために、例えば、振込データの作成者と承認者を分ける、振込時のメール通知先を複数人とするなど、貴法人の実情に応じた予防策をご検討ください。

・　また、海外では公益法人の財産に対するサイバー攻撃が大きな問題となっています。情報セキュリティに関してもしっかりとした対策をお願いします。

（４）貴法人の役員が、法律に定められた役割、責任を果しているかどうか

・　役員の法律に定められた役割、責任について、いま一度ご確認ください。

・　役員による財産の管理、チェック体制や方法に問題がないかどうか、また、監事監査が適正に行われているかどうかをご確認ください。

＜参考資料＞

（１）事例から学ぶ財産管理（内閣府公益認定等委員会）

（２）公益法人の各機関の役割と責任（内閣府）